

# 2019年度 安全衛生推進大会資料

<報告書>



株式会社 昭立造園



日慶エンジニアリング 株式会社

安全管理委員会

# 2019 年度 安全衛生推進大会

2019 年 10 月 26 日 (土) 14:00~16:00 (120 min)

於：昭島市民交流センター 3階

## ◇大会次第◇

司会 太田 翔  
田原 真琴

開会の辞	株式会社 昭立造園		岸田 光義
挨拶	株式会社 昭立造園	代表取締役	阿部 晋也
安全方針	株式会社 昭立造園	安全委員長	佐藤 伸明

### 議 題 (第1部)

#### 【法改正 関連】

- ・ ハーネス
- ・ チャップス、チェーンソー
- ・ ガソリンの取扱いについて

中村 竜太  
中村 竜太  
今井 さくら

◆ ◇ ◆ 休 憩 (10min) ◆ ◇ ◆

### 議 題 (第2部)

#### 【時流】

- ・ キャリアアップシステム
- ・ 技能実習生
- ・ 社会保険 (労働保険、労災特別加入)

佐藤 伸明  
佐藤 伸明  
佐藤 伸明

#### 【技術発表】

- ・ ポータラップ

岡野 吉洋

安全表彰	株式会社 昭立造園	教 敏 殿
	協力業者	須崎庭園 須崎 誠 殿
安全の誓い	協力業者代表	須崎庭園 須崎 誠 殿
閉会の辞	株式会社 昭立造園	高橋 浩

# 2019 年度 事業主会議

2019 年 10 月 26 日 (土) 16:10~16:40 (30 min)

於：昭島市民交流センター 2階

第1部-1 14:01~14:02

【開会の辞】

株式会社 昭立造園

緑化事業部課長 岸田 光義



本日はお忙しいところ、株式会社昭立造園及び日慶エンジニアリング株式会社の安全衛生推進大会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今回の安全大会を契機に、より一層の安全への取り組みを弊社一同・協力業者事業主及び社員の方々と共に充実したものとしていくことができれば幸いです。

簡単ではありますが、以上をもって開会の挨拶とさせていただきます。

**【挨拶】**

株式会社 昭立造園  
代表取締役 阿部 晋也



この度の台風19号で被災された方々、ご家族、関係者の皆さまにあらためてお見舞い申し上げます。台風対応に追われる忙しい中を、株式会社昭立造園ならびに日慶エンジニアリング株式会社の安全衛生推進大会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃より、弊社業務にご協力いただき職員一同、御礼申し上げる次第です。

本日は急きょ予定を変更となりましたこととお詫び申し上げます。1部に安全大会、2部に事業主会議（昭立からお伝えしたい事があります）、3部に懇親会と長丁場になりますが、どうぞ宜しくお願い致します。

**■会社の近況**

① 売上

当社は 2018年8月1日 ~ 2019年7月31日 を1年1期としております。

昨年度の結果は、昨年比 96.2%（-3.8%減）となりました。

利益は、色々な課題を解決したため薄利ではありましたが無事、46期をべられました。

② 各部の状況

**【緑化事業部】**

緑化事業部の民間がひきつづき好調であり、みなさんにも夜間工事や難しい工事を事故なく支えていただきました。その努力が認められ、元請けから多く表彰を頂戴いたしました。

**【メンテナンス事業部】**

（昨年につづき）厳しい状況がつづいてはいますが、他の造園会社にはない技術やノウハウであり、だれでもできる業務ではなく、オリンピック後の景気が落ち込むことは誰もが理解しているところだが、それを支えて行く柱の一つだと思っており、これからも尽力して参ります。

**【FS事業部】**

住宅が売れないと言われているなかでも、あたらしい受託先を増やし、安定した受注となりました。また、現場で働くみなさんの姿を見て、（評判がよく）口コミで個人お客様からの依頼も増えました。感謝申し上げます。

### ③ 事故件数 昨年 17件 → 今期 全 11件 に減少

当社では、昨年同様に安全パトロールを1年間で38現場をまわり、月末の会議にてその結果を皆で共有しております。その成果もあり、事故が昨年より -6件も軽減しました。

なかでも、現場での事故（労災・対物・対人）の事故が大幅に減りました。皆さまのご尽力のお蔭です。また、ここ数年の課題である交通事故は、-3件となり減少傾向となっています。ただ、半数以上が交通事故のため、引き続き交通事故防止に努めてまいります。

#### ■今後の課題

建設業界全体を見渡すと、オリンピックを来年に控え、人手不足もあいまって建設特需はピークを迎えています。ただ、それももう長くは続かず、徐々に需要は減っていくのは皆さまも承知のことと思います。

当社としてはその課題に対し、人材確保はもちろんのこと、管理物件を積極的に受注しています。また、今後は指定管理の受注を目指したい。

大手造園会社様の話を聞くと、(指定管理業務は) 売上の5~6割を占めるようになっている。複数年契約のため安定した会社経営となり、先を見通しやすく景気に左右されにくいとの事。そのため、当社でも地域性は考慮するものの積極的な受注を目指していきます。

#### ■結び

我々の造園業は、ほかの業種にくらべ『人の気持ちを豊かにする』産業だと言えます。豊かな気持ちを提供するために、我々自身の気持ちにもゆとりがないといけない。そのためにも良い環境を作り、魅力ある会社作りが必要で、とくに若手に投資していくことが重要と考えます。

現代社会では、働き方改革、生産性向上などの言葉が先行しています。

働き方改革、生産性向上は、「社員だけメリットがある」 or 「会社だけメリットがある」のような、一部だけメリットがあるのは働き方改革ではない。社員、会社、協力業者「すべてにメリットがある」ようにするのが改革です。

そのために皆で考え、良い現場環境を作って行きましょう。

(良い現場環境を作るには) まずは、心身ともに健康が必須です。毎年お伝えしていますが「職員の健康は、会社の健康」と同様、みなさんの健康は昭立の健康です。体を大事に、家族を大事にしてください。

結びに、この安全大会を契機に、各社がよりよい会社経営のヒントとされるとともに、皆さまに労働災害がないようにご健勝申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

【安全方針】

株式会社 昭立造園

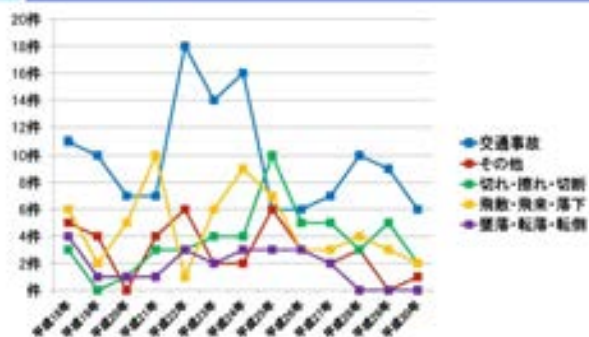
安全委員長 佐藤 伸明



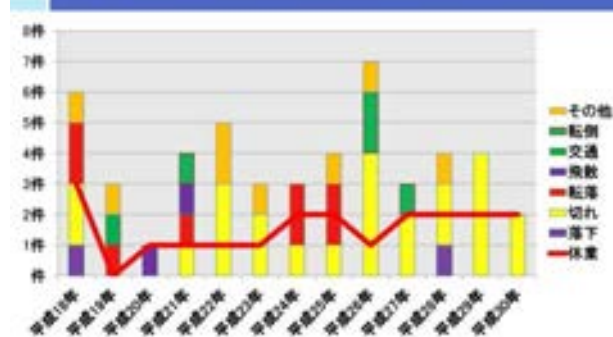
まず初めに、46期に発生した事故について、グラフを用いて説明致しました。

年間事故件数

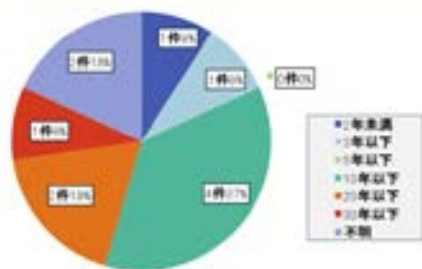
事故発生件数



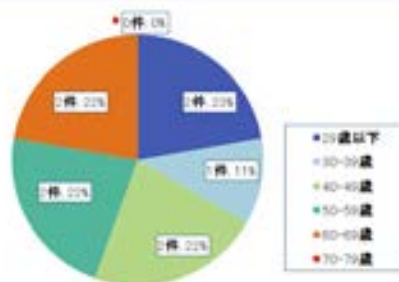
事故発生件数(労災)



入社年数別事故件数(2018年度)



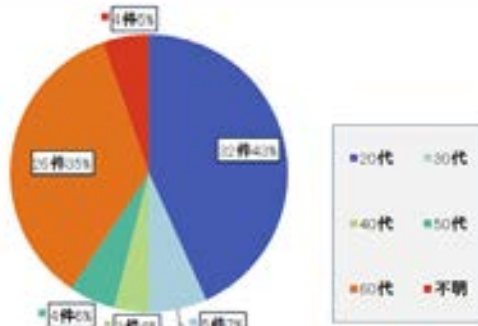
年代別事故件数(2018年度)



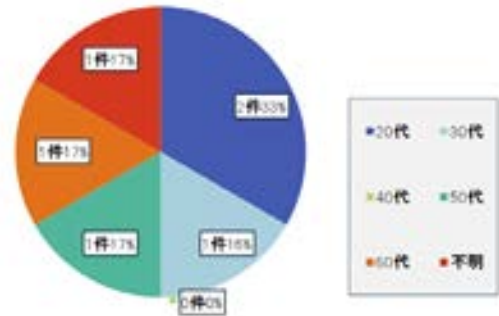
続けて、交通事故についての事故分析結果の報告と、高所作業についての説明を致しました。

## 交通事故

【交通事故】  
年齢別事故件数(2011～2018年度)



【交通事故】  
年齢別事故件数(2018年度)



【交通事故】  
場所別件数(2011～2018年度)



【交通事故】  
場所別件数(2018年度)



【交通事故】  
(2011～2018年度)



【交通事故】  
(2011～2018年度)



### 労働安全衛生規則第 518条

高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない

2. 前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### 労働安全衛生規則第 520条

労働者は、第518条第2項及び前条第2項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

### 労働安全衛生規則第 521条

高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2. 労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

### 労働安全衛生規則第528条

- ① 丈夫な構造であること
- ② 腐食、損傷がないこと
- ③ 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものであつては、**脚と水平面との角度を確実に保つための金具を備えること**
- ④ 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること

## 厚生労働省からのお願い

### 厚生労働省からのお願い

#### 第528条 3号の徹底

第528条3号の「足と水平面との角度を確実に保つための金具等」について、鎖チェーンのように、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことから、一般社団法人軽金属製品協会に対し、**脚の角度を一定に固定できる後付け金具を追加で速やかに製造する等、改善に向けた対策をとるよう要請した**

### 三脚脚立の閉じ止め金具



最後に今期の重点目標を発表致しました。

47期の重点目標は「一人KYの実施」です。一人KYの実施を行い、今期も安全作業に努めて参ります。

議題 【法改正関連】

<フルハーネス>

<チェンソー・チャップス>

株式会社 昭立造園

緑化事業部係長 中村 竜太



まず、2019年2月1日より施行されたフルハーネスの法律について、改正のポイントを説明致しました。

① 安全帯が「墜落制止用器具」に変更になります。

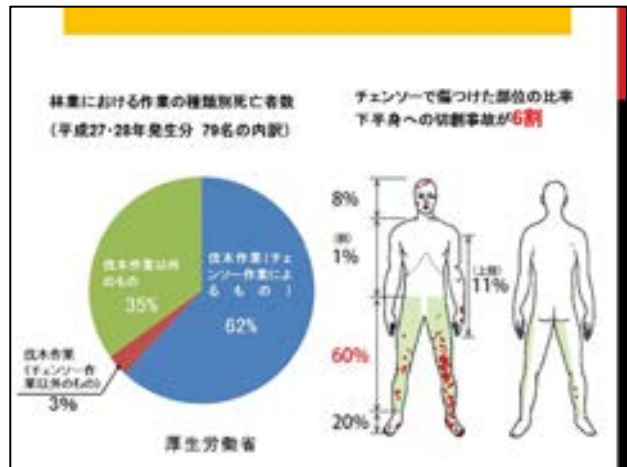
	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	⊖→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	✕→	×
③	ハーネス型（一本つり）	⊖→	ハーネス型（一本つり）

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用する事が原則となります

③「安全衛生特別教育」が必要です

続けて、2019年8月1日より義務化されたチェンソー防護ズボン（チャップス）の着用についての説明致しました。

2019年8月1日より、**チェンソーの使用**する業務に携わるすべての作業者的に、**チェンソー防護ズボン**または**チャップス**の着用を義務化する内容です。



最後に伐木等作業に関する教育内容の変更と、業務特別教育補講についての説明致しました。

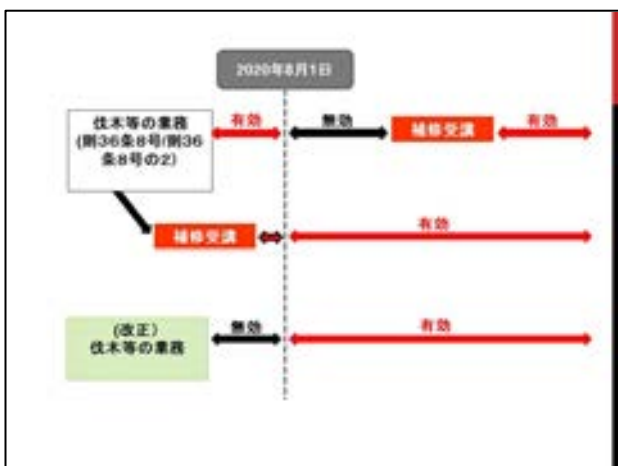
労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育の一部の法改正により**伐木等の作業に関する教育内容**が変更されました。  
(2020年8月1日施行)  
これに伴い、既に伐木の教育を修了された方であっても、**新たに補講を受けなければ施行日(2020年8月1日)以降、伐木等の業務につくことが出来なくなります。**

改正前の特別教育を修了している場合は？

改正前の特別教育を修了している場合は新たな特別教育の**科目と時間の受講を一部省略**することができます。  
この新たな特別教育は**2020年8月1日の適用日までに実施することが可能**で、適用日以降は再度受講する必要はありません。

大径木伐木等（チェーンソーを扱う）  
特別教育を修了された方向け免除コース 講習時間 2.5時間（学科2 / 実技0.5）

科目	概要	時間
学科 2時間	伐木等作業に関する知識 ↓ 大径木伐木等に関する安全衛生知識	1
実技 0.5時間	伐木等作業方法 ↓ 大径木伐木等に関する安全衛生知識	0.5



議題 【法改正関連】

<ガソリンの取扱いについて>

株式会社 昭立造園

安全委員会 今井さくら



ガソリン、軽油、そして混合燃料の取扱いについて、其々の特徴、車で運搬するときの注意点、容器の制限についてなどを説明し、普段仕事で欠かすことのできないガソリンや軽油は《危険物》であることを出席者一同、再確認致しました。

**ガソリン・軽油は 危険物です**

第4類危険物 (引火性液体)

ガソリン … 第1石油類 危険等級Ⅱ

軽油 … 第2石油類 危険等級Ⅲ


**ガソリンの特徴**

- ◆ 引火点 -40℃以下
- ◆ 常温でも引火する
- ◆ 薄オレンジ色

**【車で運搬する時】 ～ガソリンの場合～**

**ガソリン【容器の制限】**

- ☑ 金属製のガソリン携行缶容器を使う




灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは消防法違反になります。

- ☑ 22ℓ以下(5ℓ・10ℓ・20ℓなどがある)
- ☑ 消防法令に適合している製品


### 軽油の特徴

- ◆ ディーゼルエンジンの燃料
- ◆ 引火点 45℃以上
- ◆ 淡黄色



### 軽油【容器の制限】

- ☑ 金属製orポリ容器を使う
- ☑ 消防法令に適合している製品
  - 金属製容器 ……60ℓ以下
  - ポリ容器 ……30ℓ以下



### 【車で運搬する時】 ～軽油の場合～





### 混合燃料の場合



ガソリン  
+  
2サイクルオイル

↓  
主成分がガソリン

性能試験に合格した  
金属製容器を使用する



### 混合燃料の場合



STIHL 燃料携行缶

UN規格 合格品

性能試験に合格した  
プラスチック容器  
(最大容量は10ℓ)



### これから火災の多い時期になります

- ☑ 火気厳禁
- ☑ 容器は密栓する
- ☑ 静電気の発生を防ぐ  
(無駄に揺らさない、ゆっくり注ぐ)
- ☑ 貯蔵場所は換気を十分に






【時流】

株式会社 昭立造園

安全委員長 佐藤 伸明



時流と題して、建設キャリアアップシステム、外国人技能実習制度、労災保険について紹介致しました。

<建設キャリアアップシステム>

■ 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○技能や経験の簡易で客観的な蓄積

- ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積

現場入場の際に読み取り

就業履歴情報 (イメージ)	就業年月	就業先	就業種別	就業内容
就業履歴情報 (イメージ)	2018.01	株式会社 昭立造園	現場監督	現場監督業務
就業履歴情報 (イメージ)	2017.01	株式会社 昭立造園	現場監督	現場監督業務
就業履歴情報 (イメージ)	2016.01	株式会社 昭立造園	現場監督	現場監督業務
就業履歴情報 (イメージ)	2015.01	株式会社 昭立造園	現場監督	現場監督業務

○技能や経験の確認や証明の簡易化

- ・取得した資格やこれまでの経験を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
- ・自身の経験などを簡易に証明

○建退共証紙の確実な貼付

- ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に

貼付状況の確認

建退共手帳・証紙

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け

※当画面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付

※その他、システム利用やカード取得・保有によるメリットについて検討中

■ 技術者の処遇改善に向けた取り組み

- ・経験、知識、技能、マネジメント能力など

■ 専門工事企業の施工能力等の見える化

- ・技術者数、表彰、工事实績、建機保有状況、安全性、福利厚生など

## <外国人技能実習制度>

- 日本の企業に開発途上国の若者を実習生として迎え、業務を通じて実践的な技能・技術・知識を修得してもらい、研修で得たものを母国の経済発展に生かす制度。
- 日本の技術や知識を伝承することで開発途上国の「人づくり」に寄与するという国際協力の推進が最終的な目的です。

### 企業側のメリット

- 意識の高い技能実習生の力を借りることが出来る
- 3～5年と限定的ではあるが、期間内は人材確保でき採用リスクを最小限にすることが出来る
- 目的意識を持った実習生が加わることで社内の活性化につながる
- 実習生を受け入れるために、作業工程の確認やマニュアル化、基本ルールなどを作る必要があり、作業効率の改善に直結する
- 国際貢献・ビジネス拡大

対象国：東・東南・南アジアなどの15か国

対象職種：農業、建設、漁業、食品製造、繊維・衣服、機械・金属、その他委託作業、ブロック積み、左官などは対象になる可能性があります。近々造園工事も対象となる見込みです。

- 受入方法：日本の監理団体 または 海外の送出機関 を利用し、**実習計画**を提出し認定されなければいけません。
- 受入要件：技能実習指導員および生活指導員の配置、技能実習日誌を作成、実習生に対する報酬が日本人と同等額以上であること、実習生用の宿舎確保 など
- 受入人数：常勤職員数が50人以下の場合は3人まで
- 実習期間：5年

実習期間は10年に延びる可能性もあるが、実習生として現実的ではないのではないかという意見もある。導入は各社での判断になりますので、あくまで参考にしてください。

## <労災保険>

労働者を1人でも使用する事業は、労働者災害補償保険法の定めにより加入しなければいけません。

- 分類：林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気ガス水道の事業、運輸業、その他の事業、船舶
- 完成物の無い作業（管理・委託）→ 「農業」の労災に加入（事故の際は所属会社の労災を使用）
- 役員・一人親方 → 「労災特別加入」に加入（事故の際は各々の労災を使用）」
- 社会保険→未加入の場合「工事現場に入れない」状況が発生します

一人親方が大事故になった際、労災特別加入に加入していなかった為、労災を適用できなかったという場面もあります。そのとき困るのは家族です。考えてみてください。

【技術発表】ポータラップ

株式会社 昭立造園

緑化事業部 岡野吉洋



30.5 頃から H31.4 にかけて弊社にて施工しました現場「崖線」について「崖線緑地の保全」と題し、今年5月に東京農業大学で開催された緑のフォーラムのポスターセッションに出展して参りました。その内容について、簡単に説明致しました。

崖線緑地とは

- 河川が台地を浸食してできた崖地の連なりのこと
- 崖線の緑は身近に湧水や動植物に触れられる貴重な空間
- 保全制度や所有者への支援が弱く衰退している

崖線緑地とは

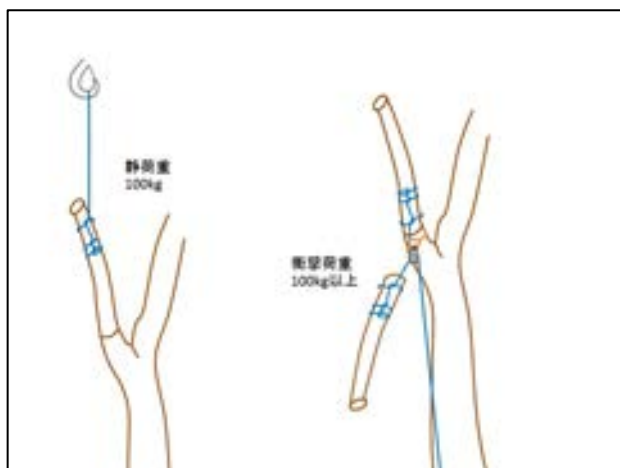


2008年

現場「崖線」

- 発注者: 昭島市
- 受託者: 株式会社昭立造園
- 竣工日: 2018.05.09-14
- 2015.04.02-11





### 使ってみての感想

- 今回真下に材を降ろすよう滑車を付けたが、他の使い方をすれば、遠くに落とすことも出来ると思った
- ロープを持っている作業員は片手で持っているだけで十分なほど衝撃が小さく驚いた
- ポータラップはトラックロープ等で吊るより簡単に、より重いものを扱うことができる為、今まで以上に安全面に注意していきたい

**【表彰】**

功労賞・安全表彰を行いました。



**安全表彰**：今年度安全衛生に特に務めた方にその功労を讃えて、協力業者1社、職員1名を、株式会社昭立造園 代表取締役 阿部 晋也より表彰致しました。

協力業者 須崎庭園 須崎 誠 様

株式会社 昭立造園 敖 敏

**衛生表彰**：時間の都合につき、表彰は割愛させていただきました。

(健康賞) 阿部 晋也 阿部 哲也

(努力賞) 佐藤 進

【安全の誓い】

ご出席いただいた協力業者様を代表して、先程、安全表彰を受賞されました、須崎庭園 須崎 誠様より、力強く安全の誓いをいただきました。

## 安 全 の 誓 い

全ての現場から災害を排除し、安全で快適な職場環境を作ることは、私たちに課せられた重大な使命であります。

災害撲滅のため「公衆災害の防止」を実行し懸命に努力してまいりましたが、この一年間の安全成績は満足出来るものではありませんでした。

厳しい環境の中で建設業を勝ち抜いていく為にも、本日の安全衛生推進大会を契機<sup>けいき</sup>に事業主、現場代理人、作業員の一人一人が技術と安全の一体化を考え、

「1人KYの実施」を目標に<sup>かかげ</sup>掲げ、全力で重点実施6項目をはじめとする安全衛生管理を推進し、労働災害防止に全力を尽くす事をここに誓います。

2019年10月26日

2019年度 株式会社 昭立造園 安全衛生推進大会

大会宣言 協力業者代表

須崎庭園 須崎 誠

【閉会の辞】

株式会社 昭立造園

次長 高橋 浩



本日出席いただいた皆様へのお礼の後、次のような挨拶がありました。

お陰様で2019年安全推進大会は滞りなく、無事に終了いたしました。

交通事故の分析、フルハーネス・チャップスの法改正、ガソリン、キャリアアップシステム等説明致しましたが、安全についての話をさせていただいたというよりは、今の会社の状況を重点的に紹介させていただきました。毎年一年に一度安全推進大会を行う中で、一番大事なのは安全について意識を持つことでもあります。この安全推進大会も、安全の意識をお互いに持つために行っています。そして、来年安全推進大会を行う際に皆様から「無事故でした」という言葉を聞けるよう、ご協力をお願い致します。

1年間事故を起こさないよう、今日この帰り道から、安全について毎日考えていただければと思います。

本日は、有難うございました。

《安全衛生基本方針》

人命尊重の原点にたち、現場の安全衛生確保は企業存立の要件であり、  
かつ社会的責務である事を認識し、安全で快適な作業環境の実現に努める。

《重点目標》

# 1人KYの実施

《重点実施事項6項目》

1. 交通事故の撲滅
2. 凡事徹底
3. 近道行動の排除
4. 情報を共有し、同じ事故を繰り返さない
5. 飛散・飛来・落下災害の防止
6. 墜落・転落・転倒災害の撲滅

## 出席予定者名簿

株式会社 昭立造園・日慶エンジニアリング 株式会社

役員	阿部晋 阿部哲 阿部伍
緑化	佐藤伸 岸田 川口 中村 岡野 太田 田原
	田口 高木 杉田 敖敏 舘野 木村俊 加藤健
	岡本耕 木村友 藤村 室伏 堀口 包 武田 平田
	齊藤 高橋正
	松橋 村尾 小山 佐藤隆 坂井 小早川 榎本
	富松 郡山 向 荻島 田中 瀬戸山 荻原
メン・リースペース	小林 高橋浩 角田 吉田 今井
	前田 原島 大島 高橋健 出澤 飯塚 加藤葵
総務	阿部祐 遠藤 西澤 竹内 北

### 協力業者

業者名	人数	業者名	人数	業者名	人数
(有)イーエス	5	心緑	1	(有)まごころ造園	3
株M&E	1	菅野外構	1	誠工業	3
MST外構	2	須崎庭園	1	(有)緑造園	1
小野道園	1	(有)鈴木商会	1	ユニバーサル林業(株)	1
甲斐造園	1	瀬和興業	2	よこたがーでん	1
株片倉キャロンサービス	2	ティーアール	1	(有)吉岡園	1
桑原造園	1	デジスト造園	1	吉沢タイル工業	1
(有)幸伸タイル工業	1	株道心造園	1	リュウアーキワークス	1
酒井工業	1	永峯工業	1	(有)緑化加平次	1
株山水園	1	中山苑芸	1	緑京	1
株山芳園	1	藤丸緑建	2	片山庭園	1
シンセリテイ	5	(有)フラットターフ	1		
株伸緑苑	1	星野造園	3		

(敬称略) 出席者合計 113名

本日は2019年度（株）昭立造園・日慶エンジニアリング（株）安全衛生推進大会へご出席いただきましてありがとうございました。

今年度は「一人KYの実施」に努め、災害ゼロで来年度の安全衛生推進大会を迎えられるよう、皆様ご協力のほど宜しくお願い致します。

本日の記念品として・・・

心ばかりではありますが、作業服・安全保護具の「ワークマン」や 資材・工具の「カインズホーム」でも使用できる商品券をお渡ししております。お一人様1つずつお受け取り下さい。

安全委員会 委員長 佐藤 伸明

### ～懇親会について～

懇親会へ出席されます方は、ご面倒ではありますが下記会場までご移動のほどお願い致します。弊社現場代理人・作業長・職長がご案内いたしますので、ご準備が出来ましたらお声掛けいただければ幸いです。

開催場所： 翠鳳楼<スイコウロウ> 東京都昭島市玉川町1丁目2-8

開始時間： 17:00



# 株式会社昭立造園 安全マニュアル

株式会社 昭立造園

代表取締役 阿部晋也

安全委員長 佐藤伸明

安全注意項目	
1	あいさつは元気よくはっきりと（全員にする）
2	車両を移動する際は、車両を一周し、安全確認をしてから発進する
3	安全運転に心がけバックする時は必ず誘導する
4	ヘルメットはアゴ紐をしめ、適切な服装・保護具で作業する
5	安全指示事項を守り、より具体的な KY 活動を行う
6	高所作業時は 2 丁掛けの安全帯を必ず使用する（無装着状態をなくす）
7	機械類の始業点検を行い、未使用時はコンセントを抜く、エンジンを切る
8	喫煙場所の徹底（くわえタバコで作業しない）
9	無資格、無免許で作業しない
10	報告・連絡・相談を厳守する
11	不安全状況でないか常に確認して作業する
12	第三者に迷惑を掛けないよう心掛ける
13	毎日作業終了時には使用車両の片付け清掃を行う
14	不安全行動をしないよう皆で注意し合い、安全マニュアルを守る
15	整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）の徹底と、決めたことは必ず守ろう
16	CS 活動の励行
17	情報を共有し、同じ事故を繰り返さない

安全マニュアルを守れない者は処罰に課せられます（解雇、発注停止もありえます）

平成 28 年 8 月 31 日

2019 (令和元) 年度 ( 2019年4月 ~ 2020年3月 ) 安全衛生管理計画書

2019年 10月 26日


**Shouriku**  
 株式会社 昭立造園  
 代表取締役 阿部 晋也

東京都昭島市緑町三丁目19番23号


**日慶エンジニアリング**  
 株式会社  
 代表取締役 阿部 晋也

東京都昭島市緑町三丁目19番23号

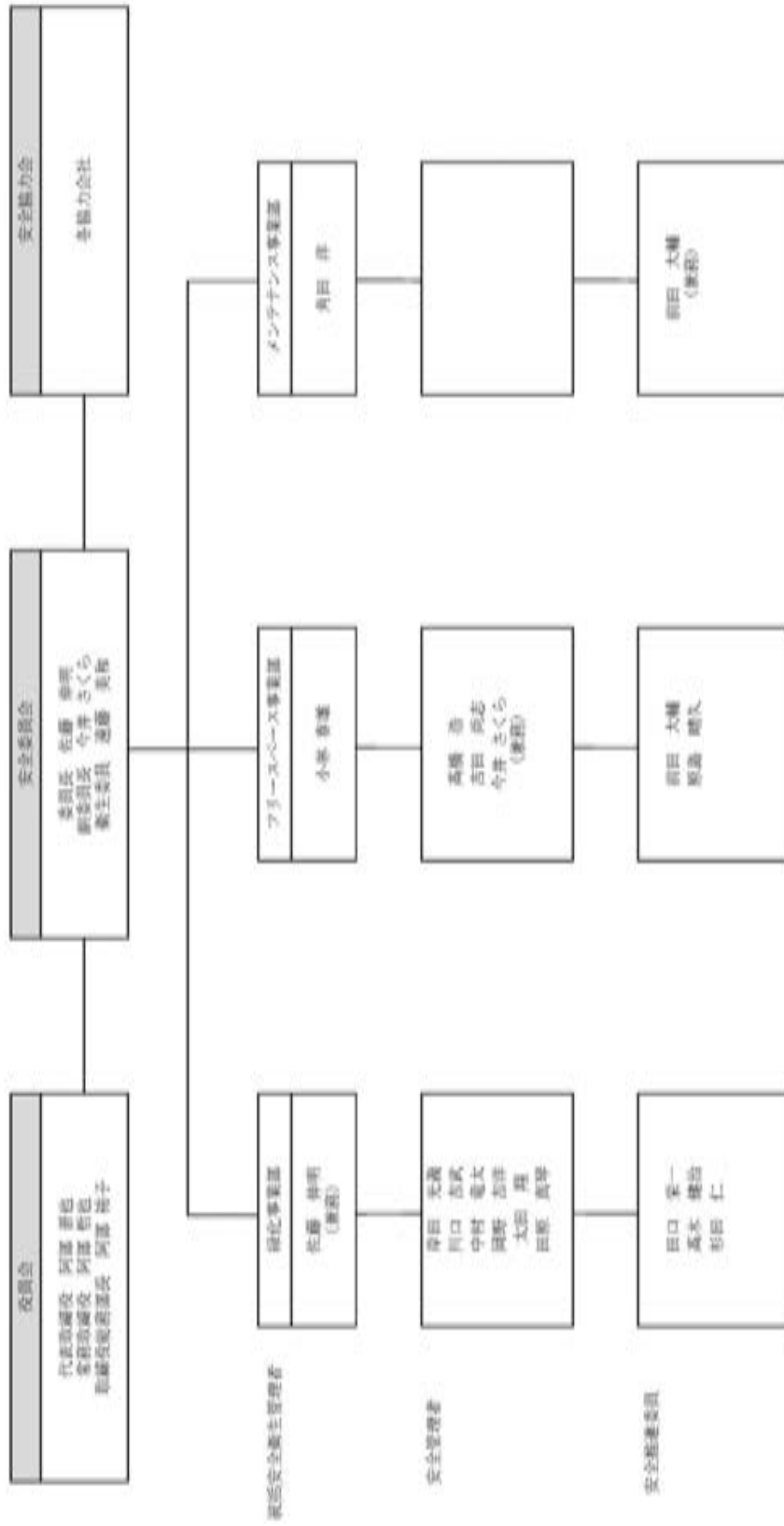
担当役員	役職名	氏名
安全衛生	代表取締役	阿部 晋也
衛生	総務部長	阿部 昌子
管理	業務部長	阿部 晋也
体制	安全管理者	佐藤 尚樹
	衛生管理者	遠藤 美和
	安全衛生推進者	今井 さくら
	工事担当責任者	阿部 晋也

安全衛生基本方針
人命尊重の原則に基づき、関係の安全衛生事項は企業存在の要件であり、トップ社会的責任として徹底推進し、安全で快適な作業環境の実現に努める。
重点目標
1. 安全衛生管理計画の作成・実施
2. 安全パトロールの実施
3. 安全パトロールの実施
4. 安全パトロールの実施
5. 安全パトロールの実施
6. 安全パトロールの実施

重点目標	実施項目	目標	担当	期間 (月)												実施上の留意点	元請担当
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1. 安全衛生管理計画の作成・実施	1. 年度安全衛生管理計画の作成 2. 作業自主パトロールの実施 3. 安全パトロールの実施	年1回 月1回 月1回	安全管理者 各事業部長 月別安全当番	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	各事業部長の積極的参加 担当以外の関係パトロール	
2. 安全衛生教育の計画の実施	1. 新入社員安全衛生教育 2. 災害防止協議会の実施 3. 法定職安全教育の受講 4. 特別教育、技能講習の受講	年1回 月1回 必要に応じて 必要に応じて	福利厚生課 施設安全衛生管理者 技術改善委員会 技術改善委員会	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新入社員向けの説明 定員 資格審査委員 資格審査委員	
3. 作業中における安全衛生活動	安全施工サイクルの構築 1. 安全朝礼の実施 2. 新入社員教育の実施 3. KY活動の実施 4. ラスタアセスメントの実施 5. 安全マニュアルの遵守	作業中に応じて	各担当部署	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加 職長全体で実施 関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加	
4. 健康診断の実施	1. 定期健康診断の実施 2. 健康相談の実施 (西尾先生の指導)	年1回 年1回	衛生管理者 衛生管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	衛生管理士対象者への実施 健康診断後対象者への実施	
5. 年間行事予定	1. 全国安全週間(含む事業計画) 2. 全国衛生週間(含む事業計画) 3. 毎年年初次安全衛生計画月間 4. 年度末安全衛生計画月間 5. 安全大会の開催	2/1~2/7 (6/1~6/20) 10/1~10/7 (10/1~10/20) 12/1~1/15 2/1~2/21 10/27		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	主要作業所により30~50名を基準 社内パトロール実施 重点パトロールの実施 安全意識の啓蒙 担当職員、関係業者の参加	

# 安全衛生管理体制

(2009年4月1日～2009年3月31日)





## 安全衛生行事予定表

行事	月												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
パ ト ロ ー ル	元方安全パトロール													随時
	安全パトロール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各所
	重点作業所パトロール								○	○				官庁工事・国道16号・他 随時
教 育	新入社員研修	○												雇入れ時教育
	高齢者指導（健康確認）	○												雇入れ時・年1回
	技能資格講習				○									造園技能士・随時
	安全大会											○		
	安全衛生委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本社会議室
会 議	全体会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本社事務所
	全国労働衛生週間・全国安全週間				○									



## 現場での安全施工サイクル（緑化事業部）

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
朝礼・体操	毎朝作業開始前	作業所内	元 協 各担当職員 全作業員	★作業間の連絡調整と指示伝達・体調・服装等の点検 1. 当日の主な作業内容 2. 危険範囲・場所の指示 3. 前日の点検結果の伝達 4. ランジョ体操	・作業間の連絡・調整 ・安全意識の高揚 ・作業員の体調確認 ・心身の覚醒とケガ、事故の予防
ツールボックス ミーティング	毎朝作業開始前	作業所内 結所 休憩所	元 協 各担当職員 各職職長→全作業員	★当日の作業内容・安全指示事項の徹底を図る 1. 作業範囲・施工場所・材料の運搬方法 2. 作業時間・順序 3. 使用材料・工具・保護具の点検 4. 作業員の配置（高齢者・若年者職員の禁止作業の確認） 5. 元請より指示事項の伝達	・安全指示事項の徹底 ・元請より作業間の連絡 ・作業員の適正配置及び健康管理 ・高齢者・若年者職員の高所作業禁止 ・若年者職員の単独運転禁止
KYC活動 危険・予知・チェック	毎朝作業開始前	作業所内 結所 休憩所 作業場所	元 協 各担当職員 KYCリーダー→全作業員	★現場作業の状況の中に潜む危険要因を発見し、事前に解決する どんな危険が潜んでいるか全作業員で認識し、共有化する。 1. 危険ポイント 2. 私たちはこうする	・潜在危険の抽出 ・不安全行動の防止 ・作業手順の見直し ・チームワークの向上 ・安全意識の高揚
作業前点検	毎朝作業開始前	使用場所	元 協 各担当職員 各職作業員全員	★各種機械→取扱責任者・運転工 ★各種工具→職長 ★仮設備・各工事→元請担当職員・職長・安全当番	・作業前・始業前の安全確認
各担当職員の巡回	随時	作業所全体	元 各担当職員	★作業所全体→巡回現場・指示・是正・確認を実施 ★仮設備・機械等の使用状況の確認 1. 仮設備の配置および作業状況 2. 各職作業員の配置および作業状況 3. 作業所の環境状況	・統括安全管理義務 ・不安全設備・不安全行動の排除 ・各職種間の連絡調整の確認 ・工事進捗業況の把握
工事安全打合せ	毎日一定時間	事務所または結所 作業所内	元 協 各担当職員 各職職長	★当日の作業状況及び出前確認・明日の作業・搬入に伴う指示・連絡 ★作業間の連絡調整及び作業方法の指示確認 ★重機等の使用時間、作業方法、作業内容、玉掛け者、合図者 および有資格者の確認調整 ★安全当番の現場巡回による指摘・指示事項の伝達	・作業間の連絡調整 ・安全・品質・能率の向上 ・週間工程の確認
作業場の片付け	作業終了前 (5～10分間)	作業場所	元 協 共用部分 作業場所	★各業者毎で作業場片付け・整理・使用工具・資材の片付け・保管・養生 ★職長は作業終了後の確認を行ない、担当職員へ報告する。	・作業環境の維持・改善・品質の維持・確保 ・翌日の労働災害防止見直し ・労働災害防止施設見直し ・飛散、転倒、盗難防止
終業時の確認	作業終了時	作業場所と 周辺	元 協 各担当職員 各職職長	★作業場内・外の安全確認 1. 火元・施設確認 2. 建設機械の位置 3. 残業報告（人数・時間等） 4. 材料等の手配・段取り打合せ ★職員による確認 1. 出前確認、工事日報 2. 安全日誌、工事日誌記録 3. 残業確認 4. 電源等の確認	

## 現場での安全施工サイクル(フリースペース事業部・メンテナンス事業部)

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
朝礼	毎朝作業開始前	作業所内	全作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★作業間の連絡調整と指示伝達・体調・服装等の点検</li> <li>1. 当日の主な作業内容</li> <li>2. 危険範囲・場所の指示</li> <li>3. 前日の点検結果の伝達</li> <li>4. ストレッチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業間の連絡・調整</li> <li>・安全意識の高揚</li> </ul>
ツールボックスミーティング	毎朝作業開始前	作業所内	各職職長→全作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★当日の作業内容・安全指示事項の徹底を図る</li> <li>1. 作業範囲・施工場所・材料の運搬方法</li> <li>2. 作業時間・順序</li> <li>3. 使用材料・工具・保護具の点検</li> <li>4. 作業員の配置 (高齢者、若年者職員の禁止作業の確認)</li> <li>5. 元請より指示事項の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全指示事項の徹底</li> <li>・元請より作業間の連絡</li> <li>・作業員の適正配置及び健康管理</li> </ul>
KYC活動 危険・予知・Fix)	毎朝作業開始前	詰所・作業所内	全作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★現場作業の状況の中に潜む危険要因を発見し、事前に解決する</li> <li>どんな危険が潜んでいるか</li> <li>1. 危険ポイント</li> <li>2. 私たちはこうする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在危険の摘出</li> <li>・不安全行動の防止</li> <li>・作業手順の見直し</li> <li>・チームワークの向上</li> <li>・安全意識の高揚</li> </ul>
作業前点検	毎朝作業開始前	使用場所	各職作業員全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★各種機械→取扱責任者・運転工</li> <li>★仮設設備・各工事→元請担当職員・職長・安全当番</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前・始業前の安全確認</li> </ul>
工事安全打合せ	毎日15時頃までに	作業場所・事務所	代理人⇄作業長・職長	<ul style="list-style-type: none"> <li>★当日の作業状況及び出前確認・明日の作業に伴う指示・連絡</li> <li>★作業間の連絡調整及び作業方法の指示確認</li> <li>★重機等の使用時間、作業方法、作業内容、玉掛け者、合図者および有資格者の確認調整</li> <li>★安全当番の現場巡回による指摘・指示事項の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業間の連絡調整</li> <li>・安全・品質・能率の向上</li> <li>・週間工程の確認</li> </ul>
作業場の片付け	作業終了前 (5～10分間)	共用部分 作業所内	全作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★各業者毎で作業場片付け・誠意・使用工具の片付け・保管</li> <li>★職長は作業終了後の確認をし、担当職員の報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境の維持</li> <li>・公衆災害防止</li> </ul>
終業時の確認	作業終了時	作業所内と 周辺	各担当職員 全作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★作業場内・外の安全確認</li> <li>1. 火元・施設確認</li> <li>2. 建設機械の位置</li> <li>3. 残業報告 (人数・時間等)</li> <li>4. 材料等の手配・段取り打合せ</li> <li>★職員による確認</li> <li>1. 出前確認、工事日報</li> <li>2. 安全日誌、工事日誌記録</li> <li>3. 残業確認</li> <li>4. 電源等の確認</li> </ul>	

# 週間・月間・随時安全施工サイクル

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
(週間) 週間工程安全打合せ	週一回定曜日	事務所 指所	元 各代理人、作業長、職長	★通関の設計画と諸方針の説明と政取り、手配等の打合せと調整 1. 前日までの経過と評価、今後の見直し 2. 進捗状況による各職種の作業調整 3. 労務・車両等の管理 4. 作業に伴う危険部分の周知等実情に即した必要事項について指示・説明・作業能力の向上と災害防止についての打合せ ★不要材・発生材の搬出準備・未使用材の整理 1. 全員参加 2. 担当区域・やり方を決定 3. 道具の用意 4. 安全当番等 1. 作業環境 2. 設備・機械・車両（グリスアププ、アワーメーター確認） 3. 各種特設機械 4. 各種検査に基づき点検する 1. 現場巡回及び結果確認 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★統括管理の役割と責務を果たすため 1. 生産性の向上 2. 混在作業による危険防止 3. 無理・無駄の排除 ★作業所の規律維持 ★環境確保・資材管理状態の向上 ★作業環境・設備・機械・工具等の点検を実施し、良好な状態を保持する事により作業効率の向上、労働災害の防止を図る ★同一作業で就労する種類の混在作業から生ずる諸問題を連絡調整し施工の推進と安全の確保を図る ★情報の共有化を図る
一斉清掃	毎週日時を決めて実施する	作業所内外 全般	元 全員 協 全員	1. 現場巡回及び結果確認 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★作業所の規律維持 ★環境確保・資材管理状態の向上 ★作業環境・設備・機械・工具等の点検を実施し、良好な状態を保持する事により作業効率の向上、労働災害の防止を図る ★同一作業で就労する種類の混在作業から生ずる諸問題を連絡調整し施工の推進と安全の確保を図る ★情報の共有化を図る
(月間) 月例点検	毎月一回以上	設置場所	元 各担当者	1. 現場巡回及び結果確認 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★作業所の規律維持 ★環境確保・資材管理状態の向上 ★作業環境・設備・機械・工具等の点検を実施し、良好な状態を保持する事により作業効率の向上、労働災害の防止を図る ★同一作業で就労する種類の混在作業から生ずる諸問題を連絡調整し施工の推進と安全の確保を図る ★情報の共有化を図る
災害防止協議会	毎月一回以上	事務所	元 全員	1. 現場巡回及び結果確認 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★作業所の規律維持 ★環境確保・資材管理状態の向上 ★作業環境・設備・機械・工具等の点検を実施し、良好な状態を保持する事により作業効率の向上、労働災害の防止を図る ★同一作業で就労する種類の混在作業から生ずる諸問題を連絡調整し施工の推進と安全の確保を図る ★情報の共有化を図る
(随時) 送り出し教育	新規作業員入所前	作業所 事務所	元 各代理人	1. 場内状況について 2. 作業内容について 3. 高齢者・若年者職員の高所作業・車両運転作業規制について 4. 提出書類の確認 5. 労災について（工事・委託）	★作業所内の規律維持 ★労働災害防止と生産性の向上 ★安全意識の向上
入所時教育	新規作業員入所時	事務所 作業所	元 各代理人	1. 場内規について 2. 施工体制について 3. 当該作業の危険性と対策 4. 血圧測定・健康診断の有無 5. 提出書類の確認（社会・労働保険等） 6. 環境・衛生等について 7. 労災について（工事・委託）	★作業所内の規律維持 ★労働災害防止と生産性の向上 ★安全意識の向上
職長再教育	随時	事務所 指所 作業所	元 統括安全衛生責任者または元方安全衛生管理者または安全衛生責任者	1. 関係法令 2. 指導・監督方法について 3. 作業標準の作成について 4. 緊急時の処置方法について 5. 作業方法の決定及び作業員の配置	★職長の安全に対するレベルアップ
高齢者職員教育 *別紙（取決め）	随時	事務所 指所 作業所	元 統括安全衛生責任者または元方安全衛生管理者または安全衛生責任者	1. 場内規則について 2. 作業内容について 3. 高所作業（足元高2m以上）の作業禁止について 4. 車両運転について 5. 継続的な重労働の禁止	★作業所内の規律維持 ★安全意識の向上 ★高齢者職員による労働災害防止
若年者職員教育 *別紙（取決め）	雇入れ時	事務所	元 雇用管理責任者および元方安全衛生管理者または安全衛生責任者	1. 入社後半年間車両の専断運転の禁止 2. 入社後半年間高所作業（足元高2m以上）の禁止 3. 若年者職員の前定作業取り決め	★作業所内の規律維持 ★安全意識の向上 ★若年者職員による労働災害防止

## 若年者職員の取決め

【定義】 若年者職員（新卒者および未経験者）の定義は入社「3年未満」と定める。

### 【作業規制について】

作業	規制
車両の運転	<p>◆入社(未経験)「半年間」一人での運転を禁止とする。 *ただし、指導出来る者が助手席に同乗している場合はこの限りではない。</p>
高所作業	<p>◆入社(未経験)「半年以下」の高所作業は禁止とする。</p> <p>◆入社(未経験)「1年間」は樹木への登込作業を禁止とする。 *ただし、4等級(係長・職長)以上の者が同じ現場に同行し、指導・監督し危険でないと判断した場合はこの限りではない。</p> <p>◆入社(未経験)「3年未満」は以下の作業制限を設ける。</p> <p>①高さ10m以上の樹木への登込み作業を禁止とする。</p> <p>②野木(手入れの無い樹木)への登込み作業を禁止とする。</p>
有資格の規制	技術促進委員会の「資格取得基準」に準ずる。

【特記】 \*上記にかかる指示などがあった場合、自らその旨を作業指示者へ必ず申し出てください。

\*満18才に満たない者(年少者)は危険有害業務への就業が禁じられています。(年少者労働基準規則第7条、第8条)



2018.10.27策定

※上記は、(株)昭立造園及び日慶エンジニアリング(株)の職員に限る。

## 高齢者職員の取決め

### 【はじめに】

当社は、高齢者の心身機能の特徴を踏まえて、作業手順書等の見直しや整備を図る。高齢者の場合、理解・納得に多くの時間が掛かる場合もあり、教育をする際対象を高齢者として実施することや、教材の文字を大きくしたり、絵や図解を入れる等「見える化」の工夫も必要となる。長期にわたって身につけた豊富な知識や経験が心身機能の低下を補完し、若年者に劣ることなく活躍している実態もあり、これまでの知識や経験を生かし、さらに仕事の幅を拡げてもらいたい。よって、高齢者の労働適応能力を維持向上させるためにも作業規則をここに定める。

### 【定義】 高齢者の定義は「65歳以上」と定める。

一般的に工事現場では、60歳以上を高齢者と定めている。（厚生労働省令の定めでは55歳）

### 【定 年】 65歳 ただし、65歳以降は毎年健康面、体力面、判断力等を確認し、家族の同意があった場合のみ再雇用とする。

### 【作業規制について】

作業	規制
車両の運転	◆70歳以上の運転を禁止とする。 *ただし、場内移動および乗用車の場合はこの限りでは無い。
高所作業	◆足元高さ2m以上の高所作業を禁止とする。 *労働安全衛生法での高所作業は(18歳未満はみとめられないが)年齢制限の上限の定めはない。そのため当社のルールとする。
健康面 ※法的な規制はないため、当社のルール ※基準に満たない場合は作業禁止措置又は医療機関での再検査・治療をするものとする。 (依頼が受け入れられない場合、解雇となる場合が有りうる。) ※65歳に満たない者でも同様とする。	◆血圧 65歳以上 145-87mmHg以下 70歳以上 155-90mmHg以下 *高血圧症の場合、服薬後の数値を基準とする。 *猛暑期や極寒期の作業の場合は、この限りでは無い。 ◆視力 裸眼もしくは矯正後 0.7以上 *0.6以下は近視、乱視、白内障、加齢黄斑変性、緑内障などの可能性がある。 *ただし、健康面談で「良」となった場合は、この限りでは無い。 ◆聴力 60dB未満 *音の大きさの目安：30dB=ささやき声、50dB=話し声、70dB=大声、90dB=ほとんど聞こえない。 *70dBが以上は補聴器を着装する事。 *ただし、健康面談で「良」となった場合は、この限りでは無い。
有資格の規制	チェーンソー : 65歳以上は使用禁止 高所作業車 : 65歳以上は使用禁止

【特記】 \*上記にかかる指示などがあった場合、自らその旨を作業指示者へ必ず申し出てください。

\*健康面、体力面、判断力等が業務に支障が出る場合は、自らその旨を会社または担当者へ必ず申し出てください。

### 【現場における入場規制について】

現場	危険	入場（作業）規制
街路樹作業 交通量の多い道路作業 ゼネコン現場	高	原則70歳以上は入場禁止とする。
一部のゼネコン現場 その他建設・建築現場 個人邸、社宅等の管理作業	中	上記に準ずる。
記念公園、公園清掃、畑	低	責任者の確認があれば、70歳以上でもOKとする。